

八代市犯罪被害者等支援条例 を制定しました。

【令和6年12月17日施行】



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョットちゃん」

犯罪被害に遭われた方やそのご家族は、身体への直接的な被害等だけでなく、周囲からの心ない誹謗中傷的な発言等により、さらに傷つけられることもあります。

本市では、犯罪被害者等^(*)に必要な支援を総合的に推進し、犯罪被害者等の心に寄り添いつつ、その権利利益の保護を図り、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に取り組むため、本条例を制定しました。

市民や事業者の皆様は、本条例で定める基本理念等をご理解いただき、犯罪被害者等の支援にご協力をお願いします。

(*)犯罪被害者等・・・犯罪被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族

4つの基本理念

- ①全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、処遇を保障される権利があります。
- ②犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の状況その他の事情に応じて適切に行います。
- ③犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援を途切れることなく行います。
- ④犯罪被害者等の支援は、二次被害を生じさせることがないように行ない、犯罪被害者等に関する個人情報の取扱いに最大限配慮して行います。

責 務

市の責務

- 犯罪被害者等の支援のための施策を策定し総合的に実施します。

市民等の責務

- 犯罪被害者等の支援は、二次被害が生じることのないように、個人情報の適正な取扱いの確保に配慮して行います。
- 犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性を理解します。
- 犯罪被害者等の支援に関する施策に協力します。

支 援 等

- 相談及び情報の提供等
- 経済的負担の軽減
- 居住の安定
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
- 未成年者への配慮
- 市民及び事業者の理解の増進

八代市 人権政策課 0965-30-1711

月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)

ホームページへ



あなたにできる被害者支援、考えてみませんか？

犯罪の被害にあった方は、犯罪によって傷つけられるだけでなく、事件が解決した後も様々な問題を抱えることとなります。

犯罪の被害にあった方が一日も早く平穏な暮らしを取り戻せるよう、私たちにできることは何でしょうか？

考えてみてください。もしも自分や家族が犯罪の被害にあったら・・・

『二次的被害』という言葉を知っていますか？

事件による直接的な心身の被害以外にも様々な被害が降りかかることが少なくありません。

直接的な被害を受けた後に、周囲の言動等から受ける精神的苦痛や、それに伴う経済的な損失等を言います。



- 心身の不調
- 予期せぬ経済負担
- 精神的・時間的な負担



- 近所や職場での噂、誹謗、中傷、偏見
- 周囲からの無神経な言葉や視線
- メディアの過剰取材
- SNSによるプライバシーの拡散

犯罪被害に苦しんでいる方々に私たちができること

被害者に寄り添った支援が大切です。

被害者を「助ける」という考えではなく、相手の気持ちや状況をよく考えて、「寄り添う」という気持ちを持つことが大切です。

話し相手

親身になって話を聞いたり、相談相手になったりする。

見守り

普段どおりに接しながら、しっかり見守る。

人権政策課では犯罪被害の他、人権問題等に対する相談窓口があります

話してみませんか、あなたの不安や悩み 

- 差別や人権侵害、DVやセクハラなど、人権に関するご相談

人権相談窓口

☎ 0965-30-1710

- 子どもや若者の、学校や家庭・仕事、いじめや非行・不登校・ひきこもり等に関するご相談
(保護者の方もお気軽にどうぞ)

ヤングテレホンやつしろ

☎ 0965-30-1700

E-mail young-tel@city.yatsushiro.lg.jp

相談時間：月～金 午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始は除きます）